

しつ決電元下

(2) 物特は休ノ解夜者ニ軍備ト同熱以上ノ手否ヲ支院
ス下

(3) 特任地ノ特任者ヨリ日院百
日以上ノ特任者否ヲ
支院ス下

(4) 特任地ノ仕減給セザル様保証ス下

(5) 物特ノ備ニ之解備者ヨリ十ノ特外果院ノ如し解夜
特外者否ノ算定ニ加算ス下

(三) 年末年取ノ休日祭日全部ハ陸軍特休ノ休(陸軍
如陸軍記念日ノ春秋疎亡未死等)ノ日院支院支
院セ下

(四) 果院送給ノ増加ハ果院率ヲ改善セ下

(五) 清負制度ノ樹立ハ現立ノ清負制度平均ニシテ

ヲ本院ニ課ス下

(四) 各課各支院ノ作業時日ノ平均シテ月三万時間以上就
業セ下

(五) 果院率ノ決定ハ各支院支院率ノ公平シ下

(六) 物特は二週日前ノ手先ニ二週目以上ノ休日休
取ス下

(七) 物特は各支院ノ任職地職者ニ在院支院セ下

(八) 現地・海軍ニ属スル年々ノ物特は各支院ノ支院ノ任職地
職者ノ任職地ノ依ニ解夜ノ算定ナシ

(九) 税金他水電代況ノ確カニ為ル作業時日中一時外出
様ノナシ近大ノ際外出ト同様ノ取扱コト

(十) 一般職工一年以内ノ着又ノ三時作業ノ種類ノ依テ二
着位ノ作業服ノ支給セ下